

亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準
の見直し案について

今般の亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案は、以下のとおりとすることが適当と考えられる。

工業分野

・亜鉛含有量

業 種	基準値 (単位 mg/L)	
	現行 H23.12.11 ~ H28.12.10	見直し(案) H28.12.11 ~ H33.12.10
金属鋳業	5	5
電気めっき業	5	5

・カドミウム及びその化合物

業 種	基準値 (単位 mg/L)	
	現行 H26.12.1 ~ H28.11.30	見直し(案)
溶融めっき業(溶融亜鉛め つきを行うものに限る。)	0.1	0.1 (H28.12.1 ~ H29.11.30)
金属鋳業	0.08	0.08 (H28.12.1 ~ H31.11.30)

下水道業

亜鉛含有量については、金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場からの排水を受け入れている下水道業のうち直ちに一般排水基準に対応できない事業場について、暫定排水基準が設定されている。

金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場からの排水を受け入れている下水処理場については、流入水量及び水質に変化がないことから、現行の暫定排水基準 5 mg/L を維持することが適当と考えられる。

対象業種 下水道業 (金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場からの排水を受け入れているもの。)

基準案 亜鉛含有量：暫定排水基準を維持 (5 mg/L 5 mg/L)

《参考》次年度に見直し期限を迎える暫定排水基準（今回の見直し対象でない）

・カドミウム及びその化合物

業 種	基準値（単位 mg/L）
	カドミウム及びその化合物 H26.12.1～H29.11.30
非鉄金属第1次製錬・精製業 （亜鉛に係るものに限る。）	0.09
非鉄金属第2次製錬・精製業 （亜鉛に係るものに限る。）	0.09

(別表)

暫定排水基準見直し(案)

亜鉛含有量

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	金属鉱業	5
	電気めっき業	
	下水道業(金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	

備考

1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$C_i \cdot Q_i \div Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 1日につき立方メートル)

Q 当該下水道から排出される排水の通常量(単位 1日につき立方メートル)

カドミウム及びその化合物

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)	金属鉱業	0.08
	非鉄金属第一次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	0.09
	非鉄金属第二次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	
	溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)	0.1

備考

中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第1又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。